

財政用語一覧メモ

1 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計（公営企業、国保、介護保険など）以外の会計。個々の地方公共団体を統一的に財政比較するため、統計上用いる会計区分。

2 実質収支

形式収支（歳入歳出差引）から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額。過去からの収支の赤字黒字要素が含まれる。一定の黒字を出すのが財政運営の基本とされる。この赤字が標準財政規模の20%を超えると、いわゆる「財政再建団体」となる。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

3 単年度収支

当該年度のみの収支を表すもので、単年度収支が黒字ということは新たな剰余が生じたことを意味し、単年度収支が赤字ということは過去の剰余金が赤字分だけ減少したことを意味する。

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

4 実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\begin{aligned}\text{実質単年度収支} &= \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} \\ &\quad + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}\end{aligned}$$

5 一般財源

その使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税等がこれにあたる。

なお、一般財源のうち毎年度連続して経常的に収入されるものを経常一般財源という。

6 義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、極めて硬直性の強い経費である。一般に、人件費、扶助費および公債費の合計をいう。

7 投資的経費

歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいう。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費 および失業対策事業費の合計をいう。

8 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示す。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当された一般財源の額}}{\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

9 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100$$

A : 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C : 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E : 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

F : 臨時財政対策債発行可能額

※ 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- ① 公営企業債の元利償還金
- ② 繰上償還を行ったもの
- ③ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ④ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ⑤ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※ 「準元利償還金」（上記B関連）

- ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

※ 起債制限比率との相違点

- ① 実質的な公債費を算定対象に追加
 - ・ 公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
 - ・ PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- ② 満期一括償還方式の地方債に係るルールの統一
 - ・ 減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入
 - ・ 減債基金積立不足額がある場合は、実質公債費比率に反映

10 起債制限比率

公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度間の平均値。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100$$

A : ①元利償還金（公営企業債分、繰上償還を除く）

+

②公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る。）

+

③五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

- B : Aに充てられる特定財源
- C : 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）
- D : 標準財政規模
- E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）
- F : 臨時財政対策債発行可能額
- G : 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

1.1 標準財政規模

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \\ &\quad \times 100 \div 75 \\ &\quad + \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} \end{aligned}$$

1.2 臨時財政対策債

平成16年度から平成18年度までの間に限り、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。発行の有無に関わらず発行可能額の100%が交付税措置される。

1.3 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされている。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常3年度間の平均値が用いられる。